

correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。

3・4 [略]

様式第15の3 (第29条の10関係)

[略]

[備考]

1 第29条の10第1項の規定による適当な明細書等の補充の取下げを行うときは表題を「適当な明細書等の補充の取下書」とする。

2 「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に2以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。

3 [略]

4 同時に2以上の適当な明細書等の補充の取下書を提出するときは、その適当な明細書等の補充の取下書に、「適当な明細書等の補充の取下書(1)」、「適当な明細書等の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。

5 [略]

様式第15の4 (第29条の10関係)

[略]

[備考]

様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の3の備考1から4までと同様とする。

備考 表中の [] の記載は注記にある。

附 則

(施行期日)

第1条 この命令は、令和二年七月一日から施行する。

3・4 [略]

様式第15の3 (第29条の10関係)

[略]

[備考]

[新設]

1 「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に2以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。

2 [略]

[新設]

3 [略]

様式第15の4 (第29条の10関係)

[略]

[備考]

様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の3の備考1及び2と同様とする。

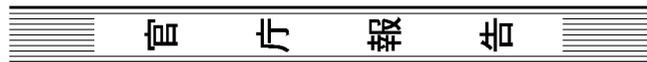
(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第1条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二(実用新案法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、施行日前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(以下「新国際出願法施行規則」という。)の規定(第七十三条の三第三項を除く。)は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第七十三条の三第三項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。



官 庁 事 項

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和二年六月二十五日

金融庁長官 遠藤 俊英

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更
会費規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条(会費及び特別会費)の定めに従い日本貸金業協会の会費について定める。

(会費の種類)

第2条 会費は、資本金割会費、残高割会費及び店舗数割会費の3種(以下「基準別会費」という。)とし、それらの合計額とする。ただし、次に掲げる協会員(以下「特例協会員」という。)の会費は細則において別に定める。

- (1) 貸金業法施行規則(昭和58年8月10日大蔵省令第40号)第5条の3の2第2項に規定する非営利特例対象法人であつて、その貸金業の業務が同第1項各号に掲げるすべての要件に該当して行われる協会員(以下「非営利協会員」という。)
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)第1条に規定する一般社団法人及び一般財団法人である協会員(以下、「公益法人協会員」という。)
- (3) 前各号に定めるもののほか、本協会が特に認めた協会員。

(会費の算定基準)

第3条 基準別会費はそれぞれ次に掲げる数値に基づき算出し、その算定の基準(以下「会費算定基準」という。)は細則で定める。

- (1) 資本金割会費については資本金の額。
- (2) 残高割会費については貸付金残高。
- (3) 店舗数割会費については店舗数。